令和２年７月 30 日

福岡市政記者クラブ　各位
（福岡経済記者クラブへ同時提供）

福岡市経済観光文化局

「福岡市家賃支援金」及び「休業等要請対象外施設への支援金」の申請受付を９月 30 日まで延長します。

新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言による影響を受けた事業者への支援として実施している「福岡市家賃支援金」及び「休業等要請対象外施設への支援金」の申請受付を**９月 30 日まで延長**します。

当初、申請受付については、7 月 31 日までとしていましたが、事業者の皆様より引き続き多くの申請や問い合わせをいただいていることから、少しでも多くの該当する事業者の方々にご利用いただけるよう、期間を延長することとしたものです。

つきましては、報道関係の皆様におかれましては広報にご協力をお願い致します。

記

１　申請方法等

原則、オンライン申請です。（申請書をダウンロードしての郵送申請も可能です。）

※「福岡市家賃支援金（第２期分）」と「休業等要請対象外施設への支援金」は重複して受けることはできません。

※詳細は募集要項等に記載しておりますので、福岡市 HP をご参照ください

（１）福岡市家賃支援金

福岡県から出された協力要請等を受け休業した施設又は時間短縮営業した食事提供施設が対象

（福岡市 HP から　https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kokusaikeizai/business/cotenpo.html）

専用ダイヤル：092-739-8175（受付時間：9：00 ～ 18：00（平日のみ））

（２）休業等要請対象外施設への支援金

福岡県が定める「事業の継続が求められる施設」に掲げられる施設のうち、市民と直接的に接する機会が多い中でも、市民の安全に配慮しながら、市内で市民生活に必要なサービスを提供している事業者が対象

（福岡市 HP から　https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/kyugyoyoseigai.html）

専用ダイヤル：092-288-2255（受付時間：9：00 ～ 18：00（平日のみ））

２　スケジュール

本日現在	申請受付中
9 月 30 日（水）	申請締切

【担当課】
福岡市家賃支援金に関すること
福岡市経済観光文化局国際経済課　担当：正田
休業等要請対象外施設への支援金に関すること
福岡市経済観光文化局創業支援課　担当：田中